

水戸市公設地方卸売市場条例・同条例施行規則の改正に係る概要について

1 改正の理由

卸売市場法（以下「法」という。）の改正等に伴い、地方卸売市場の開設については、知事による許可制から認定制に変更となり、水戸市公設地方卸売市場が茨城県知事の認定による地方卸売市場として公正な取引環境を確保し、市場の活性化を図るため、改正を行うものです。

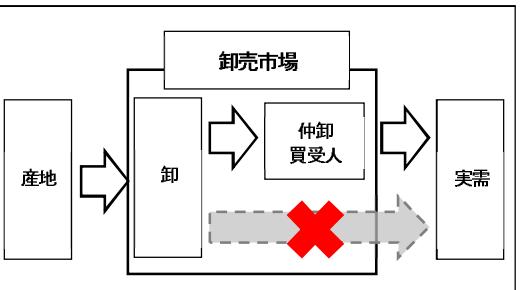
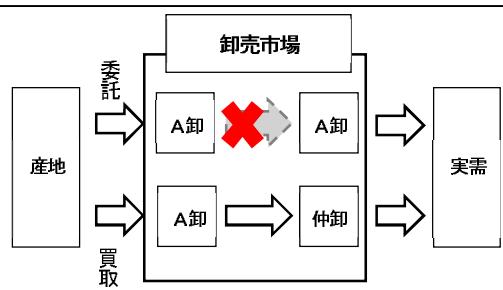
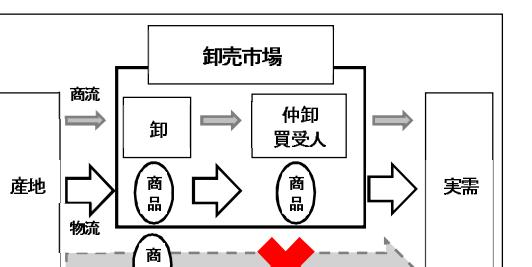
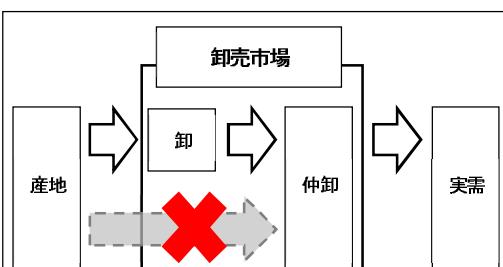
2 改正のポイント

区 分	内 容
取引規制の緩和	<p>産地や消費者等の多様なニーズに柔軟、迅速に対応し、卸売業者や仲卸業者の集荷力・販売力を強化するため、取引規制を緩和し、又は廃止します。</p> <p>1 規制を緩和した主なもの（市場における取引の秩序を乱さないよう配慮することを前提）</p> <ul style="list-style-type: none">・卸売業者による仲卸業者及び買受人以外の者に対する卸売（第三者販売）（改正後条例第48条） （注）せり売・入札取引については、第三者販売の原則禁止を維持（改正後条例第38条第2項）・卸売業者による市場外にある物品の卸売（商物分離）（改正後条例第49条）・仲卸業者による卸売業者から卸売を受けることが困難なものを卸売業者以外の者から買い入れて販売（直荷引き）（改正後条例第53条） <p>※ 仲卸業者市場使用料の金額の引き下げ改定（改正後条例第64条第1項別表） → 販売金額の3.5/1,000を販売した物品に係る仕入金額の2.5/1,000に変更</p> <p>2 規制を廃止した主なもの</p> <ul style="list-style-type: none">・受託拒否の禁止（改正前条例第39条第2項）、卸売業者の自己買受けの禁止（改正前条例第43条）
公正な取引環境の確保	法に定める市場の業務の方法や取引参加者の遵守事項に加え、市場独自の遵守事項等を規定し、公正な取引環境を確保します。

区分	内容
公正な取引環境の確保	<p>1 市場の業務の方法 (改正後条例第 37 条一改正後条例第 41 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者が行う売買取引の方法や取引参加者の決済の方法、市長による売買取引の結果等の公表、取引参加者に対する監督等に係る規定を整備 <p>2 取引参加者の遵守事項 (改正後条例第 42 条一改正後条例第 47 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買取引の原則、卸売業者による差別的取扱いの禁止や売買取引の条件、売買取引の結果等の公表など、6 つの規定を整備 <p>3 市場独自の遵守事項等の主なもの (改正後条例第 48 条一改正後条例第 57 条の 3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者や仲卸業者の業務の規制を緩和し、又は廃止（「取引規制の緩和」で記載） ・買受人の業務について、市場における取引秩序を確保するため、業務規制等を新設 (改正後条例第 55 条) ※ 市場内の荷捌所等を使用し、卸売業者以外の者から買い入れた物品を他の業者へ販売することを原則禁止とし、市長の承認制による例外規定を新設 仲卸業者市場使用料に準じた市場使用料として、買受人市場使用料を新設 (改正後条例第 64 条第 1 項別表) → 販売した物品に係る仕入金額の 2.5/1,000 ・取引実態を把握し、適切な指導監督を行うため、卸売業者や仲卸業者、関連事業者、卸売業者以外の者からの買入れについて市長の承認を受けた買受人に対し、事業報告書の提出等に係る規定を整備 (改正後条例第 46 条第 5 項、改正後条例第 52 条、改正後条例第 53 条第 3 項、改正後条例第 54 条、改正後条例第 55 条第 2 項、改正後条例第 56 条)
生鮮食料品等の安全・安心の確保	引き続き、食品衛生法その他関係法令等を遵守した物品の品質衛生管理に係る措置を規定し、消費者等の信頼と生鮮食料品等の安全・安心の確保に努めます (改正後条例第 57 条の 2、改正後条例第 57 条の 3)。
業務の効率化	現行の申請や承認の手続き等に係る事務手続きの簡素化を図り、市場関係事業者の業務の効率化に努めます。 ※ 規則で定める様式 新規は 15、変更は 30、改正なしは 4、削除は 21 売買取引の情報システム、使用料の口座振替システムの構築について、今年度当初予算に計上

備考 再整備事業を推進するに当たって、安定的な歳入を確保するため、卸売業者市場使用料（売上高割）、減価償却を考慮した市場施設の使用料（面積割）の見直しのほか、新設の市場施設の費用負担のあり方等について協議を進め、令和 3 年 4 月 1 日付までの使用料の改定等を目指す。

【参考】改正前条例における卸売や仲卸の業務に係る主な取引規制

<p>○ 第三者販売の原則禁止（例外規定あり：改正前条例第40条）</p> <p>卸売業者が市場の仲卸業者や買受人以外の者に対して卸売をすることを原則禁止する。</p> 	<p>○ 卸売業者の自己買受けの禁止（改正前条例第43条）</p> <p>卸売業者がその許可に係る物品を卸売の相手方として自ら買い受けることを禁止する。</p> 
<p>○ 商物分離の原則禁止（例外規定あり：改正前条例第42条）</p> <p>卸売業者が市場外にある物品について卸売をすることを原則禁止する。</p> 	<p>○ 直荷引きの原則禁止（例外規定あり：改正前条例第21条）</p> <p>仲卸業者が市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売することを原則禁止する。</p> 

3 条例・規則の構成

改正前（令和2年6月20日まで）	改正後（令和2年6月21日以降）	改正後規則
第1章 総則（第1条—第6条）	第1章 総則（第1条—第6条）	第1条—第3条
第2章 市場関係事業者	第2章 市場関係事業者	
第1節 卸売業者（第7条—第15条の2）	第1節 卸売業者（第7条—第15条の2）	第4条—第10条
第2節 仲卸業者（第16条—第25条）	第2節 仲卸業者（第16条—第25条）	第11条—第20条
第3節 買受人（第26条—第30条）	第3節 買受人（第26条—第30条）	第21条—第25条の2
第4節 関連事業者（第31条—第36条）	第4節 関連事業者（第31条—第36条）	第26条—第30条の2
第3章 売買取引及び決済方法（第37条—第57条）	第3章 売買取引、決済の方法等	
	第1節 法第13条第4項第1号に規定する業務の方法（第37条—第41条）	第31条—第33条
	第2節 法第13条第4項第2号に規定する遵守事項（第42条—第47条）	第34条—第36条
	第3節 その他の事項（第48条—第57条の3）	第37条—第60条
第3章の2 卸売の業務に係る物品の品質管理（第57条の2）		
第4章 市場施設の使用（第58条—第65条）	第4章 市場施設の使用（第58条—第65条）	第61条—第68条
第5章 監督（第66条—第68条）	第5章 監督等（第66条—第68条）	—
第6章 雜則（第68条の2—第76条）	第6章 雜則（第68条の2—第76条）	第69条—第75条
別 表（第64条関係：市場施設の使用料）	別 表（第64条関係：市場施設の使用料）	—
付 則	付 則	付 則

4 用語の定義（改正後条例第2条）

区分	内容
卸売の業務	市場において、出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、卸売をする業務をいう。
仲卸しの業務	市場内の店舗において、卸売業者から卸売を受けた物品の販売をする業務をいう。
卸売業者	卸売の業務を行う者をいう。
仲卸業者	仲卸しの業務を行う者をいう。
買受人	仲卸業者以外の者で、市場において卸売業者から卸売を受けるものをいう。
関連事業者	市場において、飲食料品等の販売の業務その他市場機能の充実に資する業務又は市場の利用者に便益を提供する業務を行う者をいう。
市場関係事業者	卸売業者、仲卸業者、買受人及び関連事業者をいう。
取引参加者（新設）	市場において売買取引を行う者（市場関係事業者を含む。）をいう。
市場施設	市場内の用地及び建物その他の施設をいう。

5 取扱品目（改正後条例第4条）

区分	内容
青果部	野菜及び果実並びにこれらの加工品その他規則で定める物品 ※ その他規則で定める物品（改正後規則第2条の2） 野菜及び果実並びにこれらの加工品以外の食料品及び飲料（アルコール飲料及び医薬部外品を除く。）、梱包資材並びに販促資材
水産物部	生鮮水産物及びその加工品その他規則で定める物品 ※ その他規則で定める物品（改正後規則第2条の2） 生鮮水産物及びその加工品以外の食料品及び飲料（アルコール飲料及び医薬部外品を除く。）、梱包資材並びに販促資材
花き部	花き及びその加工品

6 市場関係事業者

区分	内容
卸売の業務の許可等 (改正後条例第7条～第12条の4、改正後規則第4条～第6条の3)	<p>1 法の改正や茨城県卸売市場条例（以下「県条例」という。）の廃止に伴い、これまで都道府県知事が行っていた卸売業者に関する規定が削除されたため、卸売の業務の許可、その取消しなどに係る規定を新設する（改正後条例第7条の2、第12条の2～第12条の4、第68条第1項第1号、付則中経過措置）</p> <p>※ 付則中経過措置</p> <p>この条例の施行の際現に本市場において卸売の業務を行うことについて県条例の規定による許可を受けていた者は、この条例による改正後の規定による市長の許可を受けた者とみなす。</p>
せり人の登録等 (改正後条例第13条～第15条の2、改正後規則第7条、第8条)	<p>1 卸売業者は、市場において行う卸売のせり人について市長の登録を受けなければならない。</p> <p>2 せり人の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年から5年に変更とする（登録更新の有効期間は、従前どおり5年）。</p> <p>3 卸売業者は、毎年、せり人の登録を受けたせり人に対して、市場の業務に係る法令等に関する研修を受けさせなければならない旨の規定を新設する。</p> <p>※ 登録の更新に当たって、市場の業務に係る法令等に関する研修の受講を証する書面の提出を追加</p> <p>4 当該卸売業者の使用人でなくなったときなど、せり人の登録の取消し事由と卸売業者による届出義務を新設する。</p>
仲卸しの業務の許可 (改正後条例第17条)	<p>1 市場の卸売業者又は卸売業者、仲卸業者の役員、使用人との兼務禁止規定（改正前条例第17条第2項第5号）を廃止した。</p>
買受人の承認 (改正後条例第26条)	<p>1 市場の卸売業者、仲卸業者又は卸売業者、仲卸業者の役員、使用人との兼務禁止規定（改正前条例第26条第3項第3号）を廃止した。</p> <p>※ 従前どおり、買受人の承認の有効期間を設けないこととするが、改正後条例第66条の規定を適用し、当該買受人の承認後、5年を経過するごとに承認要件を確認するための書面の提出を求め、必要に応じて買受人承認申請協議会において協議する。</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>改正後条例第66条 市長は、必要があると認めるときは、市場関係事業者に対して、その業務若しくは財産の状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に事務所その他の業務を行う場所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p>

7 市場の業務の方法

区分	内容
業務の運営（改正後条例第37条）	1 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対し不当に差別的な取扱いをしてはならない。
売買取引の方法（改正後条例第38条）	1 市場において卸売業者が行う売買取引の方法は、せり賣、入札又は相対による取引のいずれかによるものとし、市長は、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。 2 卸売業者は、せり賣又は入札の方法による卸売を行う場合には、仲卸業者及び買受人以外の者に卸売をしてはならない。ただし、せり賣又は入札により生じた残品の卸売をする場合は、この限りでない。
決済の方法（改正後条例第39条、改正後規則第32条）	1 取引参加者が市場において売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法は、次のとおりとし、市長は、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。 (1) 取引参加者は、市場における売買取引の決済を早期に行うよう努めなければならない。 (2) 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して契約書等（定型約款を含む。以下同じ。）で定めた支払期日及び支払方法により、受託物品の卸売金額から委託手数料及び卸売に係る費用のうち委託者が負担すべき費用を控除した金額を支払わなければならない。 (3) 卸売業者は、出荷者から物品を買い受けたときは、当該出荷者と締結した契約書等で定めた支払期日及び支払方法により、代金を支払わなければならない。 (4) 卸売業者から卸売を受けた者は、当該卸売業者と締結した契約書等で定めた支払期日及び支払方法により、代金を支払わなければならない。 (5) 仲卸業者又は関連事業者から販売を受けた者は、当該仲卸業者又は当該関連事業者と締結した契約書等で定めた支払期日及び支払方法により、代金を支払わなければならない。 (6) 前各号に掲げるもののほか、取引参加者は、相手方と締結した契約書等で定めた支払期日及び支払方法により、市場における売買取引の決済を行わなければならない。
売買取引の結果等の公表（改正後条例第40条、改正後規則第33条）	1 市長は、卸売業者から売買取引の結果等に係る報告を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次の事項を公表するものとする。 (1) その日の主要な品目の卸売予定数量

区分	内容
	(2) その日の主要な品目の卸売の数量並びに高値及び安値に区分した卸売の金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）
取引参加者に対する監督等（改正後条例第41条）	1 市長は、遵守事項を取引参加者に遵守させるため、取引参加者に対して監督等を行うものとする。

8 取引参加者の遵守事項

区分	内容
売買取引の原則（改正後条例第42条）	1 取引参加者は、市場において公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。
差別的取扱いの禁止（改正後条例第43条）	1 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は卸売の相手方に對し不当に差別的な取扱いをしてはならない。
売買取引の方法（改正後条例第44条）	1 卸売業者は、せり売、入札又は相対による取引のいずれかの方法（改正条例第38条）により卸売を行わなければならない。
売買取引の条件の公表（改正後条例第45条、改正後規則第34条）	1 卸売業者は、インターネットの利用その他適切な方法により、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。）を公表しなければならない。 (1) 営業日及び営業時間（販売開始時刻及び販売終了時刻を含む。） (2) 取扱品目 (3) 物品の引渡しの方法 (4) 委託手数料その他の物品の卸売に関し委託者又は卸売の相手方が負担する費用の種類、内容及びその金額 (5) 物品の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法 (6) 売買取引に関し、出荷者又は卸売の相手方に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合は、その種類、内容、交付の基準及び金額

区分	内容
決済の確保（改正後条例第 46 条、改正後規則第 35 条）	<p>1 取引参加者は、市場の業務の方法に定められた方法（改正後条例第 39 条）により決済を行わなければならぬ。</p> <p>2 卸売業者は、受託物品の引受けに関して契約を締結したとき（定型約款を含む。）は、速やかに市長に届け出なければならない。これを変更したときも、また、同様とする。</p> <p>3 卸売業者は、仲卸業者、買受人又はこれらをもって組織する組合等と決済に関して契約を締結したときは、速やかに市長に届け出なければならない。これを変更したときも、また、同様とする。</p> <p>4 卸売業者は、卸売の相手方が当該卸売業者から卸売を受けた物品の代金の支払を怠ったときは、速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>5 卸売業者は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度の末日から起算して 90 日以内に市長に提出しなければならない。</p> <p>6 卸売業者は、当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として貸借対照表及び損益計算書が記載された部分に限る。）について、出荷者から閲覧の申出があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。</p> <p>※1 閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならない。</p> <p>2 正当な理由がある場合は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該卸売業者に対して卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされたとき。 (2) 安定的な決済を確保する観点から、当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき、閲覧の申出がなされたと認められるとき。 (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされたとき。

区分	内 容
売買取引の結果等の公表（改正後条例第 47 条、改正後規則第 36 条）	<p>1 卸売業者は、インターネットの利用その他適切な方法により、卸売の数量及び金額その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の收受の状況を含む。）等を公表しなければならない。</p> <p>(1) その日の主要な品目の卸売予定数量にあっては、その日の市長が別に定める時刻までに公表すること。</p> <p>(2) その日の主要な品目の卸売の数量並びに高値及び安値に区分した当該卸売の金額にあっては、卸売の終了後速やかに公表すること。</p> <p>(3) その月の委託手数料の受領額及び奨励金等の種類ごとの交付額にあっては、翌月 10 日までに公表すること。</p>

9 その他の遵守事項等

区分	内 容	定めた理由
仲卸業者及び買受人以外の者に対する卸売（改正後条例第 48 条）	<p>1 卸売業者は、仲卸業者及び買受人以外の者に対して卸売を行う場合は、市場における取引の秩序を乱さないよう配慮しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、仲卸業者及び買受人以外の者に対して卸売を行った場合は、当該卸売の内容を市長に報告しなければならない。</p>	取引秩序の確保と取引実態の把握のため。
市場外にある物品の卸売（改正後条例第 49 条）	<p>1 卸売業者は、卸売業者が市場外にある物品の卸売を行う場合は、市場における取引の秩序を乱さないよう配慮しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、卸売業者が市場外にある物品の卸売を行った場合は、当該卸売の内容を市長に報告しなければならない。</p>	取引秩序の確保と取引実態の把握のため。
受託物品の検査（改正後条例第 50 条、改正後規則第 37 条）	1 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては、検収を確實に行い、その種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、市長の指定する検査員の検査を受けることができる。この場合において、卸売業者は、検査の結果を委託者に通知しなければならない。	公正な取引環境の確保のため。

区分	内 容	定めた理由
	2 卸売業者は、当該検査を受けなければ、受託物品の異状について委託者に対抗することができない。	
販売原票等の作成（改正後条例第 51 条、改正後規則第 38 条）	<p>1 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、速やかに販売原票を作成しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、販売原票に基づいて売渡票を作成し、卸売の相手方に交付しなければならない。</p> <p>※ 販売原票及び売渡票の保存期間は、7 年間（改正後条例第 68 条の 2）</p>	公正な取引環境の確保のため。
卸売業者による市長への報告（改正後条例第 52 条、改正後規則第 39 条）	<p>1 卸売業者は、次の事項について市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 売買取引の条件（改正後条例第 45 条）</p> <p>(2) 売買取引の結果等（改正後条例第 47 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その日の主要な品目の卸売予定数量 市長が別に定める時刻までに ・その日の主要な品目の卸売の数量並びに高値及び安値に区分した当該卸売の金額 卸売の終了後速やかに ・その日の卸売の数量及び金額 卸売の終了後速やかに ・その月の委託手数料の受領額及び奨励金等の種類ごとの交付額 翌月 10 日まで <p>(3) 毎月の卸売をした物品の数量及び金額 翌月 10 日まで</p>	取引実態の把握のため。
仲卸業者の業務の規制等（改正後条例第 53 条、改正後規則第 39 条の 2）	<p>1 仲卸業者は、卸売のための販売の委託を引き受けはならない。</p> <p>2 仲卸業者は、市場における取引の秩序を乱すおそれがないよう配慮し、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品であって、卸売業者から卸売を受けることが困難なものを卸売業者以外の者から買い入れて販売すること（以下「直荷引き」という。）ができる。</p>	取引秩序の確保と取引実態の把握のため。

区分	内 容	定めた理由
	<p>3 直荷引きを行う仲卸業者は、直荷引きを行った物品に係る仕入金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を、翌月 10 日までに市長に報告しなければならない。</p>	
仲卸業者の事業報告書の提出等（改正後条例第 54 条、改正後規則第 39 条の 3）	<p>1 仲卸業者は、次の区分に応じて作成した事業報告書をその日から起算して 90 日以内に市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人である仲卸業者 每事業年度の末日 (2) 個人である仲卸業者 毎年 12 月 31 日</p> <p>2 仲卸業者は、毎月の販売をした物品について、翌月 10 日までに市長に報告しなければならない。</p>	取引実態の把握のため。
買受人の業務の規制等（改正後条例第 55 条、改正後規則第 39 条の 4）	<p>1 買受人は、卸売業者以外の者から買い入れた物品を市場において販売してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 卸売業者が通常の取引において物品の卸売をしていないとき。 (2) 卸売業者が通常の取引において、その買受人の需要を十分に満たすことができないとき。 (3) 通常の取引における市場の卸売業者からの買い入れでは、市場の卸売業者以外の者から買い入れる場合より、当該買受人にとって金額の面で著しく不利益となるとき。</p> <p>2 卸売業者以外の者からの買入れについて市長の承認を受けた買受人は、当該承認を受けて販売した物品に係る仕入金額を、翌月 10 日までに市長に報告しなければならない。</p>	取引秩序の確保と取引実態の把握のため。

区分	内 容	定めた理由
関連事業者等の事業報告書の提出等 (改正後条例第 56 条)	<p>1 関連事業者及び卸売業者以外の者からの買入れについて市長の承認を受けた買受人（以下「関連事業者等」という。）は、次の区分に応じて作成した事業報告書をその日から起算して 90 日以内に市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人である関連事業者等 每事業年度の末日 (2) 個人である関連事業者等 毎年 12 月 31 日</p> <p>2 関連事業者等は、毎月の販売をした物品について、翌月 10 日までに市長に報告しなければならない。</p>	取引実態の把握のため。
売買取引の制限 (改正後条例第 57 条)	<p>1 市長は、せり賣又は入札の方法による卸売に際して、次のいずれかに該当する場合は、その売買（卸売業者にあっては、委託の引受けを含む。）を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。</p> <p>(1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。 (2) 不当な価格が生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。</p> <p>2 市長は、卸売業者、仲卸業者又は買受人が次のいずれかに該当する場合は、売買を差し止めることができる。</p> <p>(1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。 (2) 買受代金の支払を怠ったとき。</p>	公正な取引環境の確保のため。
衛生上有害な物品の売買禁止 (改正後条例第 57 条の 2)	<p>1 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。</p> <p>2 市長は、衛生上有害な物品の売買の差止め又は撤去を命ずることができる。</p>	安全・安心な生鮮食料品等の供給の確保のため。
物品の品質管理 (改正後条例第 57 条の 3, 改正後規則第 44 条)	1 市場関係事業者は、食品衛生法その他関係法令等を遵守し、市場の業務に係る物品の管理を行わなければならない。	適正な品質管理の確保のため。

10 市場施設の使用

区 分	内 容
使用料の納期限（改正後条例第 64 条の 2、 改正後規則第 67 条）	<p>1 卸売業者市場使用料、仲卸業者市場使用料、買受人市場使用料（新設） 翌月 15 日であったものを、翌月 25 日に変更 ※ 卸売業者市場使用料 卸売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）につきその額の 3.5／1,000 仲卸業者市場使用料 直荷引きを行った物品に係る仕入金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の 2.5／1,000 買受人市場使用料（新設） 市長の承認を受けて販売した物品に係る仕入金額（消費税額及び地方消 費税額を含む。）の 2.5／1,000</p> <p>2 市場施設の使用料 毎月 25 日</p> <p>3 会議室及び調理実習室の使用料 納入通知書に記載する日</p> <p>4 使用者が負担する費用（電話及びガスの費用を除く。） 翌月 25 日</p>
使用料の還付（改正後条例第 64 条の 3）	<p>1 既納の使用料は、還付しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する ことができる。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。 (2) 市長が特別の理由があると認めるとき。</p>

11 雜則

区 分	内 容
帳簿等の保存（改正後条例第 68 条の 2）	1 卸売業者は、販売原票及び売渡票についてはその作成の日から 7 年間、帳簿類についてはその閉鎖の日 から 10 年間保存しなければならない。

12 条例・規則上の規定を削除した主な売買取引事項

区分	内容	備考
受託物品の即日販売（改正前規則第32条）	卸売業者は、卸売の販売開始時刻までに受託物品をその当日に販売しなければならない。	
上場の順位（改正前規則第33条）	受託物品の上場の順位は、市場到着の順序とする。	
上場の単位の決定及び変更（改正前規則第34条）	卸売業者は、物品の上場単位を決定しようとするとき、又は変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならぬ。	
物品の下見（改正前規則第36条）	卸売業者が行う卸売は、仲卸業者及び買受人に卸売をする物品の下見をさせた後でなければ開始することができない。ただし、銘柄による場合は、この限りでない。	
指値等のある受託物品（改正前規則第38条）	卸売業者は、受託物品に指値その他の条件がある場合には、当該物品の受領後速やかに指値等条件付受託物品届出書を市長に提出しなければならない。	
指値等のある未卸売受託物品の措置（改正前規則第39条）	卸売業者は、指値等のある受託物品で相当期間内に卸売をすることのできないものがあるときは、委託者又はその代理人に通知し、その指示を受けなければならぬ。	
売買取引の単位（改正前条例第38条、改正前規則第37条）	売買取引の単位は、重量による。	
受託拒否の禁止（改正前条例第39条第2項）	卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みが受託契約約款によらないもの等正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。	

区分	内 容	備 考
市場外の保管場所の指定（改正前規則第46条）	卸売業者は、市場外の保管場所の指定を受けようとするときは、市場外保管場所指定申請書を市長に提出しなければならない。	
市場外物品の卸売の承認（改正前規則第46条の2）	卸売業者は、市場外にある物品の卸売の承認を受けようとするときは、市場外物品卸売承認申請書に、仲卸業者又は買受人との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。	
卸売業者の買受けの禁止（改正前条例第43条）	卸売業者（その役員及び使用人を含む。）は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、卸売の相手方としてこれを買い受けではならない。	
受託契約約款（改正前条例第45条、改正規則第47条）	卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、受託契約約款を定め、市長の承認を受けなければならない（当該約款の記載事項の変更も同様）。	受託契約約款を定めた場合の届出義務は、「決済の確保」に規定（改正後条例第46条、改正後規則第32条）
卸売物品の明示及び引取り（改正前条例第47条、改正規則第49条、第50条、）	卸売業者は、卸売した物品を買い受けた仲卸業者又は買受人が明らかになるよう措置しなければならない。 仲卸業者及び買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。 卸売業者は、仲卸業者又は買受人が買受代金又は保管の費用若しくは差額の支払を怠ったときは、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない（支払遅滞の報告）。	支払遅延の報告は、「決済の確保」に規定（改正後条例第46条）
代金の支払及び支払猶予の特約（改正前条例第48条、改正規則第53条）	仲卸業者及び買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品の引渡しを受けると同時に買受代金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を支払わなければならない。	決済事項は、「売買取引の条件の公示」（改正後条例第45条、改正後規則第34条）、「決済の確保」（改正後条例

区分	内 容	備 考
	卸売業者は、仲卸業者又は買受人との間に買受代金について支払猶予の特約をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。	第46条、改正後規則第32条)で公表義務、市長への届出義務を規定
卸売代金の変更の禁止（改正前条例第49条、改正規則第54条）	卸売業者は、卸売した物品の卸売代金の変更をしてはならない。	
売買取引の調査審議（改正条例第50条の2）	市長は、公正かつ効率的な売買取引の確保を図るため、水戸市公設地方卸売市場運営協議会条例に規定する水戸市公設地方卸売市場運営協議会に、必要な事項について調査又は審議をさせるものとする。	水戸市公設地方卸売市場運営協議会条例一本で対応
委託手数料の額（改正条例第54条） 委託手数料率（改正条例第54条の2、改正前規則第57条、第57条の2、第57条の3） 委託手数料率の変更（改正条例第54条の3）	卸売業者は、取扱品目に応じて2年ごとに委託手数料率を決定し、市長に届け出なければならない。 卸売業者は、同期間内において適用する委託手数料率を変更することはできない。	委託手数料は、「売買取引の条件の公表」で公表義務を規定（改正後条例第45条、改正後規則第34条） 委託手数料の受領額は、「売買取引の結果等の公表」で公表義務を規定（改正後条例第47条、改正後規則第36条） 委託手数料及び委託手数料の受領額は、市長への報告義務を規定（改正後条例第52条、改正後規則第39条）
仕切り及び送金（改正前条例第55条、改正規則第58条）	卸売業者は、販売の委託を受けた物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした翌日までに売買仕切書及び売買仕切金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）を送付しなければならない。	受託契約約款を定めた場合の届出義務は、「決済の確保」に規定（改正後条例第46条、改正後規則第32条）

区分	内 容	備 考
前渡し金等の承認（改正前条例第 56 条、改正規則第 59 条）	卸売業者は、出荷者に対して売買仕切金を前渡ししようとするとき、売買仕切金の支払を担保する保証金を差し入れようとするとき、又は出荷を誘引するために資金を貸し付けようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。	
奨励金の交付（改正前条例第 57 条、改正規則第 60 条）	<p>卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、市長の承認を受けて、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。</p> <p>卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、市長の承認を受けて、仲卸業者及び買受人に対して完納奨励金を交付することができる。</p>	<p>奨励金等の内容等は、「売買取引の条件の公表」で公表義務を規定（改正後条例第 45 条、改正後規則第 34 条）</p> <p>奨励金等の種類ごとの交付額は、「売買取引の結果等の公表」で公表義務を規定（改正後条例第 47 条、改正後規則第 36 条）</p> <p>奨励金等の内容等及び当該種類ごとの交付額は、市長への報告義務を規定（改正後条例第 52 条、改正後規則第 39 条）</p>